



代始和抄

伊豆家系古録巻子八

代始和抄

伊地知文庫  
文庫20  
371





代始和抄

伊地知氏書冊

御讓位事



本卷不可出箇外書而不可  
可感於他書也 殿村隆綱

一 つまて上表乃禮あり天慶九年村上天皇に御六の如  
 朱萑院に御讓をうけまふ時上表揖讓に儀あり  
 其後安和二年一圓融院乃冷泉院に御讓をうけ  
 寛弘八年に三条院の一条院に御讓をうけ御位に  
 つき給ふに礼ありし但幼主に時を揖讓に禮  
 あり長和五年後一条院に三条院の御讓をうけ  
 治承時ハ後一条院九歳也幼主に禮ありては禮を  
 し柁兼元四年順徳院乃土御門院に御讓をう  
 けて踐祚ありし時順徳院十四歳より一箇し  
 して上表乃儀式ありては上皇後鳥羽院に



作ふらりて其儀ありとを世以難し得しるも父子  
讓國此時を子とるみらるるの又此令成をむく  
理なるふらりて義讓のまを初成ふらりて  
ありまらるに寛徳二年に後冷泉院に受禪を又帝  
後朱萑院より傳ふしに揖讓乃儀ありて  
よ上表此儀ありし是又まらるるに其  
汝法ありたり御讓位乃時を敬言固固關節會  
旨制釵金渡御新主此御所此儀式亦ありこれ  
と毎度此まの御讓國ハ天下此重事世のまらりめ  
るまらりて非常をいふめんてありて敬言固固關  
いふとをまの宸筆よかこらるる敬言固といふ或ハ  
弟日或ハ高日上卿陣此座よまらる六府此將佐  
とやと司くよかこらるるをなれと作すれは御唯稱

しく退く是を敬言固とらるる敬言固ハ讓位よかこらる  
毎も此かまらるる とあるはあつて固關といふ  
開くとかこらるるまらるる國列此擬<sup>まらるる</sup>まらるる  
都に乱入せんとせしまのありしにまらりて其用此  
まらるる山東海此關とかこらるるまらるる  
御書の開をいふ相伝不濃此不破此用ともらるる  
ゆらるるまらるるその儀ハ大に陣よまらるる内記を  
執符つらるるまらるる一終此又弁をまらるる左符は  
まらるるまらるる一と終此執符つらるるまらるる  
用をまらるるまらるる一と終此執符つらるるまらるる  
あり又ある例もあつて御書とハ内記が月日此らるる願  
しるる所ハ宸筆よて日付とあそり入らるるまらるる  
左符もつらるるまらるる一と終此執符つらるるまらるる



勅符も右の符も各修書せしあり是亦又契として内記

小作て本より割符をつくりしと歸せし其國より歸す

云々等とあり内記ふし中へ内記刀と石とと隨分しく

二つあり申する人等と歸せしとありしと歸更ふ

奏書し修書ありしとありしと勅符をハハ細言は修書

修て本の内記へ入る線と細言を細言の松やまゝかき

封もその本契とハ内記紙とつゞみて各そのまじり

とありし内記又管の銘を書て草紙を裏へ入てまじ

よとあり勅符れよし短尺とつゞめて本契のた方と

必用乃方つゞりたの方をハハ細言とつゞりし

給れかしつりありしとありしハ内記に付し使ふ

しめてその疑をやせんこと因用れ使ふハ五位の人を

用ふまゝならた右馬寮に修し沖るとつゞりしと歸

す使をせし勅符本契とつゞりしとありしとありし

其契とつゞりしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし

とありしとありしとありしとありしとありしとありし



昇殿して元子につく列用口と作まは國司在りて  
内奉二童<sup>イニ</sup>舎人とややと少細をかたりて版につく  
この時内奉の孫やと位と口解の位につく此人を  
其後位卿衆と列立は皇位重御衛者乃云卿を  
弓矢を帯して列するは次内奉宣令使をめす  
めさる人列をまわして階より此より内奉れし  
ろよこの内奉宣令をさしめ是をまよりに  
殿をくまると軒廊北の方より次内奉殿  
して云卿の列はさくは次内奉使列此  
前をなす版位はさく宣令をさむ二童よむ  
ふりて宣令二版ともは位卿先成ありて一版  
おとに再降をさす或は版の版より降下り  
例あり是は天子位を太子にゆりて降下り宣令

此文は此場られをさす百官の形をさすなり  
宣令使本列はさくは其後内奉以下退むは勅授帯  
剣の人の中門をさす時剣を撤さる勅授は帯剣  
をさすは職をさすゆりて剣を帯す  
し其一代はさくはさくは代りて先帯剣とやむ  
るはさくは此法前より職はさくはさくはさくは  
帯剣はさくはさくは宣制二版は洋存りて先  
例不問なり但保元以来多は持統は勅授御  
此更あり曰主は神所より三種は神宮と新帝  
よむはさくは儀より掃部寮路は昌延道とさす  
を清治将人勅授<sup>イニ</sup>延道はさくは延道のさくは  
あむは問白以下階<sup>イニ</sup>階はさくはさくはさくは  
階とのさくは内奉は是をさすは内奉二人各勅金と











安徳天皇治承中此沖昂位も其宸殿ありて  
行る是も大極殿焼失後之の後多岐院元暦  
天皇又大政君之廳ありて昂位ありしあり  
隆聖一向古此廳にてありしありしあり  
沖昂位此日時より上御之儀ありて其儀は是と  
勅せしむ又擬侍位なるも上御例文觀あり  
りて系承として是と御指しむ侍位といふは  
天子此古より拾遺補圖の職をつとむ  
なりしは職ありしなり昂位此日其一日是なり  
人といふは代をすなりなりて擬侍位とを名  
つゝもたたり各一人あり一人は位一人は位此人  
を利ありしハ親とともて位此侍位ありしなり  
ありし也又たたか細云各一人宣令使一人中納  
言ともふ典儀一人女納言を氣こまらハ皆擬侍位  
なりしめ文りのする也又礼服此云御此人數ハ  
職ニキ一級ふきりて大臣よりす大臣記位  
てその人よりつけめらるるむけハ大臣ハ寒  
帳此女ハ典儀威儀令婦なりしなり  
ありしめ終る由此奉幣といふハ沖昂位あり  
つゝも中御侍侍神宮よりしむ此神祇友より  
存ありし奉幣乃使なりしなり車儀大臣  
に建礼つり存ありありあり也此後  
ら系承治承中沖昂位時建礼門ありしなり  
神祇友ありしこれとてしむしありしなり  
傳例とありし謹圖此時は是なり仰此時を  
攝政神祇友より系承して御侍とありしなり











糸舟此やうなる物なり楊をとりて高き一ありあり  
乞はる子此龍形をたたるく人よこあさうむさめ  
の甲ゆたり次宴帳の女王二人左右すすし  
みく高沖座の南北方乃とりりさかくは母よ  
いりて二九此女孺駢とふすれを宸儀始く  
いんえす群臣各面伏さういゆて面を地よ  
つらるる主殿圖書寮此司火炉此下にはさく  
香をさくけ香いて子位りつせのうとと天小  
つらる饒香の宣令使此人散位ふけて制言との  
群臣再詳年踏次武官旗をさうらるる百歳を  
稱さるりおろむとすはりたれ侍候座をさく  
御前にさくむそを退傍りあう膝りあり  
遊巡して沖あよあうらるる笏を引く礼早と奏

其香の長うくし小山板りみえさうり是はる此大礼乃  
るあうらぬとと天子にさう捧なる義なり二九此  
女孺駢をさうり山此れと一宴帳二人をみり  
て沖帳とさる其は天皇は座へ帰つ捧のよ兵  
庫此つさ鉦とさう鉦とさうして百司の出入をさ  
くさうさうしく武文小の捧さう今日礼服とさ  
る人さるた此擬侍候人か細言二人同曲儀此か細言  
内弁外弁云卿宣令使さ女友宴帳威儀此か下  
婦小近侍此此侍ハ重銀珠玉をさかさるる甲  
と云は外侍此督伏ハ改札なり衾襦と云は  
あられとさるは其義ありのか  
一毛とさるさ

ウチカケヨロシ  
九年此



一 沖禊行幸事

大嘗會にこれよりして十月よりけり又ある豊  
此沖禊とこれよりして世俗より河原に沖禊と  
解除を川原のそみく修するるれ三系に條  
此川原よりきて是を修する大記二月に  
御齊中記三日小記一日也大嘗會と云ハ大  
記よりして十月より沖禊事あり川原  
此沖禊ハ沖禊と云ハ也大嘗會  
延引あれは又沖禊はあり九月  
中旬より大嘗會よりして裝束司次事此日乃陰司  
と云ハ此日陰陽寮よりして沖禊此日此  
中よりして御齊司と云ハ沖禊は此日此  
儀點地ハ乃事と云ハ一人中細と云ハ次  
友一人中毎と云ハ判友二人主典二人なり又次  
司と云ハ行幸よりして友次判友主典沖禊此  
友次判友主典此職と云ハ沖禊友二人細  
參議此中と云ハ沖禊友友二人參議乃人をも  
ちよ二年ハ沖禊此陣後陣此行列と云ハ  
と云ハ次判友と云ハ次判友人並に行列此  
馬と養馬と是と云ハ御齊の馬と云ハ十月上旬より  
陪後五位以上八十二人沖禊世六人此歴名苗守此  
參議並毎各一人を定て裝束司よりしてす友  
かろと表司吉日哉擇て友此東廡よりして  
次事此友と云ハ此地此日と云ハ此地此日と云ハ  
勅使と定て之を御齊の事川原よりして

勅使と定て之を御齊の事川原よりして



長友次女以下各帷帳座少付てしをとならうし河京  
北地と懸して南小早女夫東面早女小大綱を以  
札を立事あり是より玉司檢北邊使あり信て  
河縁ふ淨といひしめ早馬の札入ともめしむ  
其後帷帳座ふと云るあり信司北邊とて帷帳  
等をつたふし沖繩北地上古いさしやうし平城  
天皇ハ葛野川より沖繩あり信北帝ハ松り  
諸より来る文徳天皇ハ鴨川より沖繩あり  
その後二条三條末次よりを代冬大略を東  
北末を懸せらる陰陽寮吉方と勅中をたふ也  
當日ハ大河より川京ハ早女大内やあて後高百  
大政有庭ハありまらるしそれより出沖を信  
信魁より玉司伏北をよき事信す次女自次女以下  
かりふといひんまをさし中宮下塔らる印生北はハ撥改たを  
北陣北心より列をさしし一信らる節下の大内と云る  
み節と云ハ旗北名より世俗ハ大いしと名付其  
旗北下に供奉はるにりて節北大内とハ云也信を  
北ハ糖ハ唐鞍とし鞍とさし馬ののる銀面尾  
袋ある馬副乃驪十人福かすし隨身八人警備  
北袍と云物ときるたハ獅子北名大ハ熊乃文是袍  
ハ振立一人は系北布北福と云し腕ハ調度懸十  
人持衣袴也舎人居飼各一人驪北舎人二人け外  
雜々其敷さししすす撥改ハ或ハ騎る或ハ京車  
車ハ必唐廐と申上臈北隨身者番也ハ是も唐給  
北袍と云物北地下ハ駈らるし中宮の敷さし難色又  
其敷をさしし印生北時ハ中宮同樂あり又女中代



此を其例の者女房此車も此書とて此ら此  
おんたりたんもそけりまう此を此百友装束  
靴も下ものつひりまのこりまう靴も吉葉と  
おとけらうり兵庫寮を此魁よりして列陣此  
を靴の靴もとてしむおなれり列とていさ  
らんこめ沖薬を風林車に川原此好まに  
まの沖薬此帷り沖薬とてせり下出る  
是より賜薬りめされて沖薬此帷りつらせ  
主上ハ百子娘のうらた麻子よ是れ此百子娘  
云ハ擯柳とりて頂をねりひて四方よかひら  
かけておなとひらまて出入はらまう  
其中に鏡代とてまて大麻子とてまて  
につく番はらまう百子娘を悦いまう  
一ふは百子ハおなとていふは此とてまて  
云ハ主上沖り此下ありま水司是とて  
大麻子のまて此平巻此沖薬りぬら  
あり物とて此を宮に解除此祠と  
儀云御下右指物とておく神祇  
此腰裏に此沖薬此帷りかまら  
沖薬此沖薬とて此を其後山城此  
指とて庭中に列まら大長物の  
膳此にたつとて修す又とて  
事あり神祇友幣帛とてを  
ゆるりまて後還幸何れ  
解陣此鉦とてしむ此御以下退















申しくもるは日此言かきり契今と彈とて沖也  
とすすまの舞しよもひあるふ向乃山の字年よりあや  
志久又雲之此るをけあを出らんしてけれは雲此  
中に神女此姿あらりれて山神今乃網ふ合や如れ  
てあな茂帝みこ田ひもも沖前上侍一人ハ  
路もあらさるまげあまそ神女神をひるくすす  
あなよのあれはまよよりつて五節と付つるあ  
ゆりそ同神門出ること詠はり

乙女こそおもあたまもかこひは  
いよもふ海をてあもめさひまも

本胡月令と云書に乃梅はりさるるさそ後此  
世ととも五節とつるあて五人此年娘と沖階んし  
まもつととつれり中の丑此日ハ年娘各入桂

其此誠と云事の昔ハ常寧殿よりては久あり貴  
此庭よりかこるる時ハ庭七ヶ間とめて水二間とハ  
大原此名と名けく乞を世ととも大原とハ年娘  
を教ふ女と云昔ハ年娘各入志儀式ととも  
くあありあり今忠せりハ晩とまといひて雲鶴とあ  
入すらし也年娘毎ハ二人入りすも大嘗合  
あは五人あり二人とは文領合とありあも國司此  
女と名ふ三人とは公卿合と云て公卿各むとあ  
てゆつせあるる人し懐巻此誠と云ハ主上み  
大原此名へ出沖なりく年娘と沖階んもあも也け  
はよとああ夜よあさゆととも志ああり乞ハ殿人  
り立留されさ舞ふりハ年娘一人ととも大取  
此意と云此わらハ下はとともあはやくの女



房と云ひて奈と云ふは后所此廊此執舞と云ふ  
事有り殿上人とも神をかくは風情あり

沖お此誠ハ寅日此るちを是ハ五人此舞此と沖殿  
志庭へめされく沖院もる友庭してハ後房此

庇ふ大床此此屏風を立ててそちり座と設せらる  
しこ 齋庭此執舞と云ふは後廊上殿上人と云

らひて花人頭わさ戸此らちて神をかくはさ  
あり沖前此めしは中をうわさのうとてありさ

下たあるは此推奈ハ院此沖所を始く野典此  
殿上人と云ふは神保今換乱舞とあり思此

津と云ふはとてひて殿上ら沖あり奈と云  
るは是女也院と云ふハ知日の夜也年此此か

志やく此奈下流久と胡<sup>アヒタ</sup>のひろむさしにめされて  
天説あるはと云ふハ院中に出沖あり殿上人等是を

扶持す侍ふは各かしてあるはとありさむ  
志うれなるははしとあまんとあまんとし

知日ハ神膳と供せらるるを委しとるを委しとるを  
よて委ハ志とてうのうれ乃去名月けりとはあ

く中此人し先廻立殿うり春うく沖湯を  
なる天此明夜と云は主と此沖湯り舞し此と此

流みりさる沖かひら此色あくと云は明夜と  
りく此由さひら此色後と云は此中み舞し此

まぬるまをひら此と云は沖の流此名う  
まららかとはは沖の流此はせんさの代也

かハ殿といハ神膳を潤する所ハ堂殿と云は  
板敷と云は庭と云く神膳を供するは神在



ししげのまゝハ重<sup>ハ</sup>にみあさるひれ布坂枕さるゝの  
る奈河國さるる神服をばにさるゝ阿波國  
さるるさるはあさるゝ神人食成供する神れ  
とこと神人食とさるわあり本拍を神酒と供さ  
るは神さるるひらひら神人食とさるわにけは  
供さるる人<sup>チウキ</sup>十<sup>チウキ</sup>姫<sup>チウキ</sup>十<sup>チウキ</sup>男<sup>チウキ</sup>御<sup>チウキ</sup>巫<sup>チウキ</sup>獵<sup>チウキ</sup>女<sup>チウキ</sup>石<sup>チウキ</sup>上<sup>チウキ</sup>復<sup>チウキ</sup>井<sup>チウキ</sup>車<sup>チウキ</sup>  
持<sup>チウキ</sup>子<sup>チウキ</sup>ハ<sup>チウキ</sup>誥<sup>チウキ</sup>部<sup>チウキ</sup>歌<sup>チウキ</sup>女<sup>チウキ</sup>うさるゝのたまはにさるゝわ  
神膳れまハ陪膳れ未女も乞を片さるゝ重事  
さるるさるゝ兼日神習礼の事あり秘重入口傳  
振くるれはたやとく書志するゝあさるゝにまは  
さるゝあは外ははは此國白宮さるゝ此外かろゝ  
さるゝさるゝ心さるゝ天てれおは日ん神とあらじさるゝ  
天子さるゝ神人食とさるゝめ中さるゝまはれに代一序れ  
重事重事よさるゝさるゝ

殿上れ測碑ハ寅卯此日は夏あり辰と人共重衣或  
衣冠あさるゝあは此出衣として意的とさるゝ心朗詠  
今極さるゝさるゝ寅卯此日は歡無極<sup>ハ</sup>雪山<sup>ハ</sup>沖山<sup>ハ</sup>といは  
卯此日は新豊蓬萊山とさるゝと<sup>ハ</sup>貴首<sup>ハ</sup>首<sup>ハ</sup>  
人紐とさるゝ礼舞此事ありまぬろさるゝとて女房  
さるゝんぬとさるゝ夏とさるゝむろありさるゝあや  
辰乃日此節會は中辰此人天神此壽詞を奏  
以玉くさるゝ柳れ枝とさるゝかさるゝのとして  
とさるゝ事さるゝあさるゝあさるゝれ献物とさるゝあさるゝ  
とさるゝ甘言有さるゝさるゝあさるゝあさるゝあさるゝ  
つささるゝあさるゝあさるゝあさるゝあさるゝあさるゝ  
己れ日乃節會はあさるゝあさるゝあさるゝあさるゝあさるゝ



今日清暑寺の沖神樂あり清暑寺は八首院の  
拾二堂此其一の大極殿なりゆきつ時此堂を  
あておこらるは八渡廊とて其節とすゆきも  
新清暑寺堂乃沖神樂と云はけゆ也と云ふ沖米  
常あそく麓中此大庭子の沖座より出沖あり振柄  
大臣其外一所作人斗りたは節命命りて  
公卿ハ少志と云ふと加とと撤也此神樂乃後沖  
神あり神樂此水花と云曲りハ鏡合阿知女柳星  
三首の花あり沖遊ハ安名尊伊勢海と云常  
或ハ此多ゆあり午此日ハ豊明此節命命り  
舞志志常と云舞成養民節命命りハ何止も  
皆心舞外舞あり悠紀之基と云辰巳此日ハ  
西にいつく二夜はつおこらるるを明此日ハ  
あり儀式と云は日記号しみえたり暫大概を  
あり沖即位ハ後此礼と云ふのハ大掌命ハ神  
代此風儀と稱と大掌命此式と云はあり此大  
作命と云ふ也

依傍宗祇所望馳筆早

文明十年二月日 御判

一 異位重行 キヤウキョウ

二位人一列三位一列四位一列是ヲ異位と云  
二三四位未ださるるを重行と云也

一 典儀

沖即位此儀式と云ふこと分か細と云ふ



一 大将代寒衣様此女玉

大お此女ハ元来此れありと云ふも高位此日  
偽小余人と云代と云と大お代と云  
寒衣様ハ沖様此南面此かひくをかくる  
玉此女也

一 白綾と玉佩と二流あり

綾ハ多きそくみするも平綾此と玉佩  
玉とらかりて寒衣様告のたれあはる  
昭りてくくくく

一 日形此天冠

天子沖童様此は沖額ありて

一 扶負者此版

天冠下目の形とありあはるちて付  
賛ハさすくも也典儀此人全随人とも  
侍長沖前よりむもを退信りあり  
膝あり遠巡志く事あはんとするは  
た侍長此人此沖あふもむ此は

一 衲襦と云云

袖とあるはあそと云云

一 籠此舍人

馬此屋と云云

一 大京此御屏風

唐人此御屏乃かをを繪し書する



冲屋用と云也は扱き一糸禪因冲位  
之里日守中之条と追言書か之云

文明十一年三月日 宗祇判

一 上表礼とハ

又子之礼守と云く冲位を讓給所合辭退  
礼也

一 揖讓

論詰等よりいふこと

一 因(穿)

ニヤアウウ 渴てふじり

一 宣制

一 釵璽

一 兩神畧也

一 唯稱

いせうしてとらむ

一 御畫

假令ガ二月 日は月と日とのるよつくと  
云日の力ぬと雲辰筆ニテあそハし今とと  
御クウクト云

一 詰印

主上此冲系判也

一 縫腋

装束此腋をぬい寒をさるといふ  
ぬいさるをハ 胸腋といふなり

一 壺胡給孫

夫を入るなり

一 軒廊

あるいとこも海を

一 版ニワク

是のまゝしこ版牌等めとし板と同し



一出納 地下に口ふらとすらり

一貫首 左右大并職事仕すと云唐名死首  
夫人五位と封すと旧令婦と云  
又子位と此者の書を外令婦と云

一沖憤 絹をもち冠れ中子を結と云此物

一伴佐伯 和氣 百保 此物

一幄 かりやうり

一高御座 又かろ沖舟と云

一女孺 又かめのりいと云

一傍行 又りくゆくと云

一透巡 ぬくらり

一裱襦 とういし 或はまき 此物

一解除 ほくくと云

一函簿 けり 思らり

一銀面 尾あうら唐鞍此時乃具銀面馬面  
袂を有る尾袋は綱ともらく袋を  
作くるの尾と入

一瀧口 此物 林市 滝口 此物と申のりら  
此物 此物

一宝飾 紋

一調度懸 烏帽子此組をもちえり かけます

一杏葉 此の此紋なり



一 進報行報

人此り歩此相あり打あり

一 頓官

河原より平に流るる如きとゆふ

一 百子帳

又ハ云やうに徳大勲府云捲柳ヲ鳥  
圖以相連徳百子帳百圖多故以百子  
名之也今央頂圖亨子而用すは種  
通里河隅

一 徳代

鴨比毛子て徳くまよそはなほ

一 主基

依家訓あり

一 近江とり

悠紀とし丹波海中とあり主基と  
も是に神依此を運とすは

さしこく云くその并ハトヨクあり  
被捨く

一 ト食

一 齋場所

神変此齋と用はるる

一 標山

標ハ高しト食の司共可列とすらの  
之はしと用はるる

一 稲舂

日野一流は稲舂此うるとハ先途  
と不遂ハ不極也故に此取業とあり

一 龍尾道

徳報此合元殿此七典而龍尾道  
あり 徳元百友此庭ニ徳田也

一 帳臺試

主と出沖ありて舞姫を以て後了と  
之也



一 大宋沖屏風

宋朝よりうつされたる繪也唐人より  
そとに携したる所とておし一騎あり  
かけり

一 露臺

友麻呂因

一 坂枕

神皇正統記

右

ふみぬきしころのころ坂枕神皇正統記  
ゆきまらん

一 石

十車持

一 歡兵

靈山沖山皆曲れ名也

一 寄詞

よこし

一 倭合阿知女林日生朝藏共以上沖庭曲名也

一 安名公尊 伊豫海同の

一 豊明

帝命はたまたましりて云ハ五月  
年月此帝命也

元日の分

諸人よこししきまのりめれよのよの  
あらま

後醍醐沖刺新子載ありと名よのよのしとハ

長下よりくを給ふる也

一 久保兼吉志

一 檢北違使

別處に所一利友ハ本朝に所  
おふすし

一 直戸

開白拾取の体所と云



踏歌事

正月十六日十六日五日のく居在れ相論一付ありと  
只一度後乃時ハ女踏ふも有り也

後之東院皇子輔仁親王沖子花園丸府此  
記ふ云く

今日帝去入夜舞姫為要女こく如新時去  
至社用也

又北山記側次第等ハ

洛中之士女余月踏方多く是夜儀歟

このとれ、勢、之ともあるや、并れ、かき、北錦此  
白き月也

北錦と北錦冠此中をよつらり  
先をとりしとす

沖讓位沖即位ハ漢朝此神儀と撰せられ沖禊  
大嘗會にいつるは神代此監觸わり必の根  
えられハ云と一神事けりさい此いすかしわれを  
神祇友此所作をくをがこりこりして神代此  
由來をあらりすものあり

一 小郡ト定れ其歴ハ神代此陰陽此二神あめ此  
みはらとめらりみとのやうをいしてこよつら  
海山草木もらりの物とら海んとて時日をら  
るひくあやしくなり神代こられこり是こ又  
天照大神此沖孫此神代天津ひこるあは  
このる、このふはくやひあとい神とちまのて日向  
ふたやとこあやしく沖子こるをみ射らうと  
て、田地を定て、こ國れ編をもて編うつこ、履よ



くして嘗て玉いしより、古代乃聖鑑とらうして、此  
世とも必郡卜定として、うらにあらざる郡内に  
精地を乞ひて田を踏するは、あらう是なり  
は、卜ハ神代あらはれて、神のみにて大業とら  
し、日本紀ハ神代此下まきよみざるに、郡内此  
正統、<sup>し</sup>と相傳、此業とらる。

一 悠紀、主基此二名ハ事、國郡卜定より一人命、此  
次身、<sup>あ</sup>兼此命別あり、是別、神祇此二を委つて、  
て此冥を神といひ、地乃冥を祇と云ふ、<sup>故</sup>に神  
祇此二字ハ、神地神にあはる、悠紀と、<sup>故</sup>湖系  
此儀ハ、齊此字と和別、<sup>故</sup>ゆとらあり、ゆとけ  
清淨此名ハ、<sup>故</sup>命湯字と和別、<sup>故</sup>ゆとらむハ  
火と水此儀と合さる、<sup>故</sup>火水ハ、是日月此精也、

日月ハ、又火水此冥、<sup>故</sup>水火、<sup>故</sup>清淨なるは、<sup>故</sup>日月  
らる、<sup>故</sup>湖系なるは、<sup>故</sup>あはる、ゆとら、<sup>故</sup>主基  
ハ次と云つて、又後とも、<sup>故</sup>し悠紀ハ、あめの神  
をもちり、<sup>故</sup>主基ハ、つら此神をもちり、日本紀に  
天先成り、地後卜定と云ふ、本文あれハ、天神を先  
もちりて、地神を後、<sup>故</sup>もちり、<sup>故</sup>次とも、後とも云  
ふ、<sup>故</sup>なる。

一 推授とて、<sup>故</sup>現任ハ、<sup>故</sup>郷親ハ、<sup>故</sup>系命儀ハ、<sup>故</sup>八人此ら  
三人ハ、<sup>故</sup>事此命とて、<sup>故</sup>大命とて、<sup>故</sup>此そま、<sup>故</sup>孫又人此  
ら、<sup>故</sup>ち二人とて、<sup>故</sup>まむ、<sup>故</sup>是みる、<sup>故</sup>ちら、<sup>故</sup>あはる、<sup>故</sup>そその  
を、<sup>故</sup>しして、<sup>故</sup>一命とて、<sup>故</sup>り此、<sup>故</sup>主職とて、<sup>故</sup>又大内、<sup>故</sup>徳用此  
中、<sup>故</sup>り、<sup>故</sup>事所とて、<sup>故</sup>ま、<sup>故</sup>定、<sup>故</sup>是ハ、<sup>故</sup>次、<sup>故</sup>此、<sup>故</sup>り、<sup>故</sup>成  
り、<sup>故</sup>なる、<sup>故</sup>あはる、<sup>故</sup>是とも、<sup>故</sup>ら、<sup>故</sup>れ、<sup>故</sup>あはる、<sup>故</sup>こ、<sup>故</sup>ま、<sup>故</sup>を、<sup>故</sup>ま











け職を置給おられてらる。今よト氏正統乃外他人  
 乞に何れを日本紀東世にきたるにせしむるに  
 禁中大小此神をよとほること。玉神は平安を  
 贖ふて海つる職をよとほす。名ハ神代ノ素盞鳴命  
 いはれの國此神の川にたて大蛇をころして後  
 に、稻田娘と交を因して後娘ひし時よりちうま  
 前フササとは稲田のまめと神宮ありとらる。い  
 官中の神をよと司とら人此友とあまの長とを  
 は大尊命此世のまといとあしむまをた大使  
 と稱し少使として門佐此氏一人を神部  
 八人、珍履二人、巫女八女、稻實ヤカサ羽ツバサとて、  
 十よんおれ供奉も、徳紀主基をのくかく  
 のと一、齊部とてトニいひらる。よれ回頭  
 て、よ日り斎場を造立まし、神壇をこころ  
 る地乃神とまらり、巫女八女、下枝、此イサ等  
 勢イサとて、いびらる。天使此人、海をすまらる。田  
 頭とめらうて、稲此神とぬまらる。この、常京す  
 一、去とれあま、稻春此神あり、稻神使、飯系  
 也。後、南今此神、哀日と降く、吉曜とえらみ、  
 神あり、まらる。あまを、徳紀主基此あり、ちの  
 命、このくまを、よと、稻春此神、こころ、まらる。人、  
 推衣此事、あま、い、あ、とつ、に、言、律、の、  
 かな、あ、い、ら、あ、あ、ま、ら、ら、此、故、也。  
 一、大尊命、今、月、中、此、知、日、徳紀主基、此、神、殿、  
 神、賜、を、神、徳、進、あり、あ、ま、と、自、と、南、日、と、す、あ、  
 後、二、日、子、此、日、より、午、此、日、に、い、つ、て、ま、ら、  
 せ、百、此、日、







はまはまといふ人といふまゝにたはト氏の所ある事  
是に何事し二日ハ神道王に此重なるれハ神祇長  
とありひかゝりてまゝの役を勤と古今の友  
實にまゝに行枝ともいふ神供を此は遠夫  
の神事あれハ枝こそは南の枝は行枝  
此寸尺長此教なりといはれあり初に此神時ハ  
攝政天子にまゝりて神供をみるまゝの神母ハ  
國白れをまゝにこれといふまゝに神供を此は  
何れもまゝに神ありハ本拍といふ拍れをまゝに拍  
れ拍れといふまゝにまゝに拍ありハ源拍といふまゝに  
まゝに拍期に拍ありハ拍れ中此拍といふまゝに  
まゝに拍といふ拍は神拍に神拍といふまゝに  
てありまゝ也拍れをまゝにまゝに拍といふまゝに  
作といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍  
此系ありハ常此系といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍  
して是よ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍  
にありまゝの拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍  
まゝに拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍  
まゝに拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍  
此友人拍進といふ拍進といふ拍進といふ拍進といふ拍進  
まゝに拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍

一 辰日此書合子ハ天神馬飼此書といふあり  
神神友人此中長此氏人時此系といふ拍といふ拍  
是知日此神照事といふまゝに神供をあり神代  
乃りといふ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍  
まゝに拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍といふ拍



少付踐跡此日付奏ありと因るなり

依種王老人教令殫顯因果華之宗風  
者也莫敢外見矣

文明十三年三月日

神祇長上下部胡豆判 兼俱辨

<sup>右一冊</sup>借法宗祇下持之本於地卜率介  
書寫之以暇日可法書莫許他見矣

文明十三年七月不知夜天

龍作其藤判 道定院也

件本端後成恩寺禪園自公書中  
而各字紙以飽筆加之奧蓋俱御  
自公書也蓋乃帛袋草子紺書紙  
銀色紙禪園蓋跡也



函齋玄旨判



